

証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められると認めらるる内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 昭和三十八年大蔵省令第五十九号

(適用の一般原則)

第一條 証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といふ。(第五條、第七條、第九條第一項、第十條第一項、第二十四條第一項若しくは第三項)これらの規定を同條第五項において準用する場合を含む。(又は同條第六項)これらの規定のうち法第二十四條の第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」といふ。)についてはこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。(この規定により提出される財務計算に関する書類(以下「財務書類」といふ。))のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書類に相当するものであつて指定法人の作成するもの及び第二條の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。))及び附属明細表(以下「財務諸表」といふ。))の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めることによらるものとする。この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四條に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項についてその作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準はこの規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(外国会社の財務書類の作成基準)

第二十七條 外国会社がその本国(本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。))

において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

2 外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づき金融庁長官の認めるところとならなかつた場合等において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法によるものとする。

3 前二項の規定により本邦外地域で開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することが金融庁長官の認めるところとなつた外国会社が、当該地域で開示している財務計算に関する書類以外の財務計算に関する書類を財務書類として提出する場合には、当該財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

4 外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類が第一項又は第二項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合には当該外国会社が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第二十四条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

（会計処理基準に関する注記）

第二百二十八条 前条第一項から第四項までの規定による財務書類について、当該外国会社が採用する会計処理の原則及び手続のうち、本邦における会計処理の原則及び手続と異なるものがある場合には、その内容を当該財務書類に注記しなければならない。

（表示方法）

第二百二十九条 第五条第二項及び第八条の三（第一号を除く。）規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。

2 外国会社が提出する財務書類の表示方法のうち、本邦における表示方法と異なるものがある場合には、その内容を当該財務書類に注記しなければならない。

（金額表示）

第二百三十条 外国会社が提出する財務書類に掲記される科目その他の事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記するものとする。この場合においては、本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を当該財務書類に注記しなければならない。

（注記の方法）

第二百三十一条 第二百二十八条、第二百二十九条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第九条第二項の規定は、第二百二十八条及び第二百二十九条第一項の規定により注記する場合に準用する。

証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるように従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならぬ。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 昭和五十一年 大蔵省令第二十八号

(規則の適用)

第一條 証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といふ。(第五條、第七條、第九條第一項、第十條第一項又は第二十四條第一項若しくは第三項これらの規定のうち第二十四條の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」といふ。)(第一條第一項の規定により金融庁長官が指定した法人以下「指定法人」といふ。)(二)についてこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。)(三)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表(以下「連結財務諸表」といふ。)(四)の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一條の一の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めることによるものとす。この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つものとす。

2 金融庁組織令 平成十年政令第三百九十二号(第二十四條)に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第八十七條 米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米國式連結財務諸表」といふ。)(を米國証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米國式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米國預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることとなる。

第八十八條 前條の規定は、米國式連結財務諸表を米國証券取引委員会に登録しなかつた場合には、適用がないものとする。

第八十九條 第八十七條の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならぬ。

第九十條 第八十七條の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記するものとする。

- 一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
- 二 当該連結財務諸表の作成状況及び米國証券取引委員会における登録状況
- 三 この規則に準拠して作成する場合この主要な相違点